

長崎県「新」行財政改革プラン【概要】

第1 新たな行財政改革に取り組む背景

1. 「中央集権型」から「地域主権(地方分権)型」への移行

我が国の行政体制で、現在求められる新しいかたち「地域主権(地方分権)型」

【旧来型】「中央集権型」

- ・全国どこの地域でも同一の行政サービスを受けることができるように国が牽引する。
- ・地方は国が企画・立案した政策に依存、追従する。

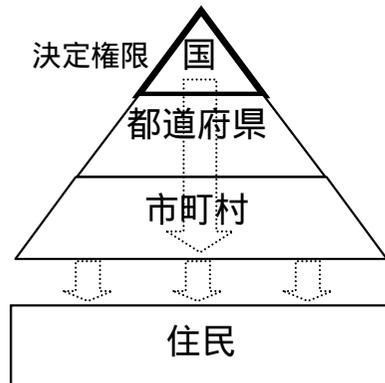
【新しい型】「地域主権(地方分権)型」

- ・全てを国に任せるのではなく、地方のことは地方自らが考え責任を持って実践する。
- ・地域によって特色のある行政運営を行う。

2. 住民とともに行政を担う(住民自治)

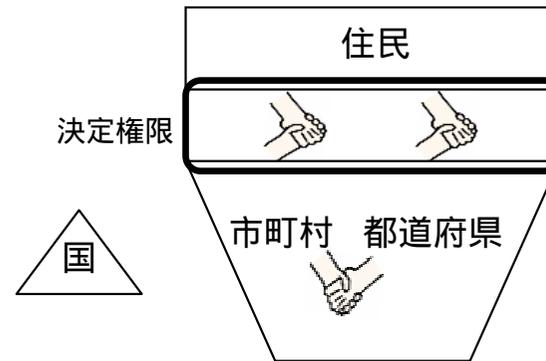
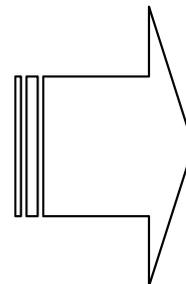
「地域主権(地方分権)型」を目指すため、地域主権改革により、地方が国から自立し、地域の多様化する行政ニーズに対して、地域住民とともに考え地域の中で迅速に対応する、住民とともに行政を担う「パートナーシップ型」の体制を構築

地域主権改革のイメージ



「トップダウン型」

地域主権改革



「パートナーシップ型」

3. 本県の財政状況

脆弱な財政構造と三位一体の改革の影響

- 自主財源の割合が少なく、地方交付税などの依存財源の割合が高く脆弱
- 人件費や扶助費などの義務的経費の割合が高い
- 国の三位一体の改革に伴う地方交付税の削減などにより大きく影響を受けた

行財政改革による収支改善の取組

- 「収支改善対策」(17年度～21年度)、長崎県行財政改革プラン」(18年度～22年度)、「収支構造改革」(20年度～22年度)で総額789億円の収支改善に取り組む

中期財政見通し(H23～27)

- 増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、今後も基金を取り崩しながらの予算編成
- 平成27年度末の基金残高は107億円まで落ち込む見通し



地域主権改革の進展に備えた安定的な行財政運営が必要

第2 行財政改革の基本的な方向

1. 地域主権改革の時代に求められること

国策に依存し、国の政策誘導に大きく影響を受けてきた行政運営を、地方(住民及び地方公共団体)自らが考えて自立していく「自立型社会への改革」

【住民・企業・NPO等地域を形成する構成員に求められること】

- ・地域の担い手として政策の立案、実現に積極的に参加し、自立型社会の一員となる
- ・行政サービスを取捨選択し、地域の実情に見合ったものを効果的・効率的に活用

【基礎自治体と県との関係】

- ・住民にもっとも身近な基礎自治体である市町の役割がさらに大きくなっていくことから、これまで以上に市町の自立的・意欲的な取組への支援、市町と県との連携強化が必要

2. さらなる行財政改革を行うために

限りある行財政資源を効果的に活用できるように、前例にとらわれない積極的な見直しを行いつつ、県民とともに地域の実態に即した質の高い行政運営を行い、真の住民自治を実現していく

【財政運営】

- ・本県の厳しい中期財政見通しにおいて社会保障関係費が増加し、収支不足額が生じている状況を考慮すると、さらなる事業の効率化や重点化など、収支改善に係る取組を切れ目なく実施していく必要がある。

【行財政改革に取り組むにあたって】

- ・職員一人ひとりが地域経営の責任者という意識(愛県心)を持ち、国や全国画一的な手法に依存せず、自らが地域の実態を把握し、諸課題を迅速に解決する施策を積極的に提案し、県民とともに実践する。

3. 行財政改革に取り組む基本方針

以下5つの基本方針に基づき、県政全般にわたって見直し・改善に取り組む

県民と積極的に対話する県政

協働による県民の県政への参画

県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

地域主権時代に対応した基礎自治体重視の県政

県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

4. 取り組む姿勢

職員、組織は、次のようなそれぞれ5つの意識のもと行財政改革に取り組む

職員の意識

地域経営の責任者であり、県民への奉仕者として常に県民の幸福を追求する意識
積極的にあらゆる地域に出向き県民と対話する意識
国の政策、従前の行政手法や慣例にとらわれず、新しい発想・実践を試みる意識
現状に対する危機意識とコスト意識(費用対効果)、具体的な成果を目指した高い目的意識を持って、自ら実践する意識
社会情勢や行政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、部局間の縦割りにとらわれず幅広い視野で業務遂行する意識

組織の意識

県民(現場)の実態を把握し、県民ニーズに対応した政策を迅速に実践する意識
県民の立場に立って広く情報を公開し、企画・立案段階から可能な限り県民が参加できる工夫を行う意識
若手職員を含め多くの職員の政策提案・意見を反映できるボトムアップ型の組織体制を目指す意識
職員一人ひとりに権限と責任を与え、やりがいと自覚を促す意識
事業を実施することが目的ではなく、県政全般を考え戦略的に県民のために何ができるのかを考え実践する意識

第3 「新」行財政改革プランの取組期間

- ・平成23年度から平成27年度までの5年間
- ・各項目については、可能な限り早期に取り組み、社会情勢の変化等に必要に応じて取り組むべき項目の内容について見直しを行う

長崎県「新」行財政改革プラン 体系図

(大項目)

(中項目)

(個別項目)



ファシリティマネジメント

土地、建物、設備等の財産を、経営的視点から、最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、管理運営するための総合的な管理手法

長崎県「新」行財政改革プラン体系図及び主な個別項目

県民と積極的に対話する県政

主な個別項目

内 容

1 県民との対話機会の充実・強化	県民相談ワンストップ窓口の設置	県民相談や広聴部門、情報公開部門など、県民と直接ふれあう部門を一元化。また、県民の声の県政の反映方法、草の根自治のあり方(県・市町行政への関与方法等)などの研究・検討
	県内人財ネットワークの構築	県内の各地域・各分野で活躍されている県民を、「人財」として把握、データベース化し、事業の企画段階等で情報交換が可能となるような仕組みを構築
	県民とのコミュニケーションの強化	知事への提案レターやパブリックコメント、青空知事室、移動県庁などを充実して、県民との対話姿勢を強化
2 県民視点に立った積極的な情報発信	財政状況の公表	中期財政見通し、予算、決算の概要等について公表 予算編成経過の公表については、その効果を勘案しつつ検討
	ホームページの充実	県ホームページや各部局のホームページを、県民にわかりやすく、県民が意見を出しやすいように内容充実(歴史、観光、文化などの動画による発信)
	わかりやすい情報の発信	様々な広報媒体を活用し、県民目線にたったわかりやすい情報を発信
3 インターネット等の活用による県民サービスの向上	新たな情報化計画、電子行政の充実、運転免許証の即日交付拡大の検討	新たな情報化計画の策定、県民が便利さを実感できる電子行政の充実・拡大(電子申請システム、公共施設予約システムの利便性向上)、運転免許証の即日交付拡大の検討

協働による県民の県政への参画

1 県民、NPO等との協働の推進	提案型行政サービスシステムの構築	民間との協働を一層促進するため、行政サービスに対して県民から提案できる環境を整備し、県民の声が施策に反映できる仕組みを構築
	NPO等の事業企画段階からの参画の推進	NPO等との協働を一層推進していくため、NPO等との情報交換を十分に行いつつ、事業の企画段階からの参画について推進
	市町と県の協働セクションの連携強化	NPO等の多くは地域に根ざした活動を行っており、市町とNPO等との協働が一層促進されるよう、市町への支援
	Uターン者の推進	Uターン者の促進を図り、Uターン者と地域の協働による、地場産業の振興、交流人口の拡大、コミュニティーの形成など、地域力の活性化
2 指定管理者制度の活用	制度導入の再検証と導入効果の最大化	公の施設の管理運営については、指定管理者制度導入による効果等を再検証したうえで、導入効果の最大化に努める。 ・民間のノウハウを十分に引き出す柔軟な運用 ・利用者の視点に立ったモニタリング強化
	選定等に関する公平性、透明性の向上	適正かつ公平な指定管理者の選定を行うため、指定管理者の選定基準の見直しや積極的な情報公開など、公平性、透明性の向上
3 県出資団体の見直し	県出資団体の見直し	自立化の促進を図りつつ、出資継続の必要性について検討
	地方公社の経営健全化	土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の経営健全化のため、引き続き適正な指導・監督を実施

県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり

1 職員の総合力を発揮できる組織体制の構築	本庁組織体制の見直し	部局間の縦割りの弊害を排除し、個別課題への対応とともに、総合的に施策を推進する組織体制へ見直し
	プロジェクトチーム等の活用	部局横断的な課題に迅速かつ的確に対応するとともに、部局の枠を超え一体感が持てるような事業の執行体制となるよう、プロジェクトチームや部局横断的な体制の積極的な設置・活用 ・孫文と梅屋庄吉に係るプロジェクトチーム(H22) ・アジア・国際戦略
	地方機関の見直し	社会情勢や環境変化に応じて随時組織を見直すとともに、「長崎県地方機関再編の基本方針」(平成20年3月策定)に基づき必要な見直しを行いながら、再編にむけて引き続き検討。また、各振興局においては、市町や地域の支援に努めるとともに、地域への支援に関する相談窓口の役割を担う。
	佐世保看護学校のあり方の検討	地元関係者等と協議を行い、今後のあり方を検討
2 職員の意識改革・人材育成	新たな人事評価制度の確立	職員の意識改革やモチベーションの向上、公務能率の向上を図るため、「新たな人事評価制度」を全職員へ導入併せて、職員間の相互理解を深め職場内の信頼関係の構築を図るとともに、活気あふれる職場づくりを進めるため部下から上司に対する診断を実施
	行財政改革に関する意識改革の取り組み	職員・組織が現状に対する危機意識を持ち、現場の実態を捉えた本県独自の施策が実践できるよう、次のような観点から意識改革を推進 ・職員の意識改革(地域経営の責任者としての意識、積極的に県民と対話する意識、新しい発想・実践を試みる意識 など) ・組織の意識改革(ニーズに対応した施策を実践する意識、政策提案・意見を反映できるボトムアップ型の組織体制を目指す意識 など)
	職員研修の充実強化	高い目的意識を持って、自らが諸課題を解決する施策を積極的に提案し、県民とともに実践していくことができるよう、次のような観点から、職員研修を充実・強化 ・政策立案能力の向上 ・ファシリテーション能力の向上 など
	女性職員の幅広い登用	女性職員の働きやすい環境づくりを図りながら、管理職への登用を含めた積極的な登用を実施
	職員のメンタルヘルス対策の推進	職員の心の健康保持のため、相談事業や各種研修等のメンタルヘルス対策を推進

地域主権時代に対応した基礎自治体重視の県政

1 市町との連携強化	市町との政策面での連携強化	各種施策を推進するにあたって、重要なテーマについて各市町長と知事が意見交換を実施 ・スクラムミーティング
	市町への権限移譲の推進	市町との協議を踏まえ、新たに策定する「長崎県権限移譲推進方針(仮称)」に基づき、地域主権改革の趣旨に則って、基礎自治体が地域における行政の主體的役割を担えるよう、必要な財源措置等を講じたうえで、県の権限を移譲
	市町との人事交流の拡大と合同研修の実施	地域主権時代に的確に対応できるよう、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において県と市町の人事交流の拡大を図っていくとともに、合同研修を積極的に実施
	市町と一体となったプロジェクトの推進	各市町における諸課題の解決や地域の活性化を図るため市町と一体となったプロジェクトの推進 ・国体開催に向けた連携、一支国博物館を拠点としたしまづくりへの支援 など
	離島地域の執務室共同化の促進	既実施の地域では、住民ニーズの向上に努め、県、市町職員の情報、専門知識の一層の共有化や多様な分野での連携強化 未実施の地域では、市町の意向を踏まえ実施に向けて検討
2 国の地域主権改革の動きへの対応	国の施策等に対する提案	地域主権改革の着実な実現のため、本県の実情を踏まえた積極的な政策提案を実施
	国の出先機関改革への対応	国の出先機関改革に対応するため、新たな行政体制の構築を検討
3 九州各県との連携	九州各県との連携	広域的な連携を行った方が一層効果的・効率的になるような取組の推進
	隣県との連携	産業・経済圏が重複する隣県との連携も重要なため、具体的な連携について検討

県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営

1 事業の選択と集中	長崎県総合計画への事業の重点化	総合計画に掲げられた施策への予算の重点化
	政策評価制度の見直し	県政の現状を改善するための施策や事業の推進に寄与する評価への見直しを行うとともに、客観性の確保を含めた適正な評価を実施
	業務棚卸し手法の検討	事業の一層のスリム化・効率化の観点から、事業の優先度合いが付加できるような仕組みについて、事業仕分けを含めて検討
2 事務事業の見直し	財政の健全性の維持	持続可能な財政の健全性を維持するため、平成27年度までの5カ年間累計で135億円の収支改善を実施
	業務見直し(事務改善)の取組	業務の一層の簡素化・効率化の観点から、ルーティンワーク(定型的な日常業務)の見直し
	県単独補助金の見直し	類似補助制度の統合や一層の重点化・見直し
	公債費の平準化	過年度発行の県債については、健全な財政運営を維持するため、施設の耐用年数等を勘案し平準化
	多様な資金調達	地域主権時代の到来や民間資金のウェイトの高まりなど、より一層市場を意識し、市場から円滑に安定的な資金を調達する必要性があるため、全国型市場公募債を発行
	ゼロ予算事業の活用	特段の予算措置を伴うことなく実施できるゼロ予算事業の積極的な活用 ・ごみのポイ捨て禁止地区等における清掃活動や不法投棄の早期発見

3 歳入の確保	県税の徴収率の向上	「長崎県地方税回収機構」を活用し、個人県民税未収額の解消に努めるなど、徴収率の向上
	ふるさと納税の周知	あらゆる機会を通じ制度の周知に努めるとともに、市町の情報についても提供していく。
	企業誘致への積極的な取組	今後も国内に生産拠点が残るとされる産業分野、少子高齢化・食の安心安全など市場ニーズに応える企業等を重点産業分野として積極的に誘致
	広告料収入の確保	引き続き広報媒体などに広告を掲載
4 内部管理の一層の適正化	職員数の削減	県民サービスの維持・向上に努めつつ、組織や事業の見直し、現業業務などの業務の外部化、事務の効率化などにより、引き続き適正な職員配置の実施
	職員給与の適正化	人事委員会勧告や国・他県の状況等を踏まえ、引き続き見直しを実施
	旅費制度の見直し	実費弁償の観点から必要な見直しを実施
	行政委員報酬の見直し	他の都道府県の見直し状況などを踏まえ、報酬の見直しを検討
5 ファシリティマネジメント()の推進	ファシリティマネジメントの推進	ファシリティマネジメントの推進(県有資産の保有総量縮小、 県有施設管理の最適化、 維持管理費用の最適化、 広告掲出制度及びネーミングライツの導入 自動販売機の一般競争入札)
	ファシリティマネジメント:土地、建物、設備等の財産を、経営的視点から、最適な状態(コスト最小、効果最大)で保有し、管理運営するための総合的な管理手法	
6 県有施設のあり方の見直し	県有施設のあり方の見直し	集合避難施設、交通公園、自然公園、第一種漁港、青少年教育施設のあり方の見直しや市町への移譲
7 公営企業の経営健全化	公営企業の経営健全化	公営企業の経営健全化(港湾整備事業、港湾施設整備、長崎魚市場、流域下水道、交通事業)